

## 令和7年度外部評価 質問票

## 施策15 地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくり(担当:高山委員)

質問No.	事務事業名等 (プレダウンメニューより選択)	質問内容
1	民生(児童)委員活動	<p>委員記入欄</p> <p>①活動指標における「民生委員達成率」が87.5%と少ないことについて、どのような対応を行っているのでしょうか。「分析・方向性・改善策」にある「新たな委員の依頼先の開拓」として、学校団体などの推薦元について言及がありますが、この点における他自治体での取組みについて調査されているようでしたら、その結果についてお示しください。</p> <p>②相談・支援研修が計画に対して46.0%となっています。一人当たり10回程度という事になりますが、これは計画値の50%を割っており、少ないといえます。この件数についてどのような場合にカウントするのか、カウントの仕方についてご説明ください。また、上記の相談・支援以外の活動がそれ以外の対地域住民についてお示しください。「分析・方向性・改善策」にあります「個別避難支援プランの作成」は、区全域で何件あるのかお示しください。また、これは、地域によって担当者が異なると認識しておりますが、杉並区において民生委員活動に含めることとした経緯についてお示しください。</p> <p>③②につきまして、この負担を成果指標に反映される方策について、ご検討いただきたいところです。</p> <p>④活動費支給が4563人とされていますが、この数値について教えてください。(単位が「人」とされていますが、人であるのでしたら、433人以上の数値を示すことはないのではないかと思い、お伺いするところです。)</p> <p>⑤「導入予定のスマートフォン」について、詳細をお示しください。</p>
	所管課回答欄	<p>①「民生委員達成率」が低いことへの対応</p> <p>(1)令和7年度の3年に一度の一斉改選に向け候補者向けチラシの作成、町会・自治会等の地域団体への候補者の推薦依頼、退職する区職員向けに民生委員募集の案内を行い、新たな候補者を開拓するための取組を行いました。また、研修回数の削減や、活動用スマートフォン貸与(R8.2~予定)により個人の電話番号を使用する心理的負担の軽減を図るなど、退任委員を減らすための取組も行いました。</p> <p>(2)他自治体での取組についての調査は行っておりません。</p> <p>②相談・支援件数のカウント方法</p> <p>(1)毎月、民生委員から活動の件数について報告を受けることになっています。そのうち区からの依頼(個別避難支援プランの作成、安心おたつしや訪問等)以外で区民から受けた相談(介護保険、子育て・母子保健、子どもの地域生活、生活費、家族関係など13項目+その他に分類されるもの)や、その解決に向けて支援した件数を「相談・支援件数」としてカウントします。</p> <p>(例)「高齢者から介護保険のヘルプサービスの利用について相談したいと電話があり、訪問して相談にのった。その際、相続のことについても相談に乗った。」</p> <p>分類のうち「介護保険」と「家族関係」の項目にそれぞれカウントするため今回の例の相談・支援件数のカウントは2件になります。</p> <p>なお、「個別避難支援プランの作成」などの区の事業による活動は相談・支援件数にはカウントしません。</p> <p>(2)上記の相談・支援以外の活動がそれ以外の対地域住民について</p> <p>上記の13項目に該当しない内容について相談支援を行った場合は「その他」の項目に計上します。</p> <p>(3)民生委員による「個別避難支援プランの作成」の件数</p> <p>令和6年度に区内全域で民生委員が作成した合計件数は1,947件です。新規登録者および更新者の作成件数のみを計上しています。なお、軽微な変更の場合は除きます。</p> <p>(4)「個別避難支援プランの作成」を民生委員活動に含めることとした経緯について</p> <p>民生委員児童委員から「地域に一人暮らし高齢者や障害者がいるが、情報が無いため災害時等に何もできない。ぜひ登録制度を立ち上げてほしい」との声が上がり設立された制度であるため、民生委員の活動の一部になっています。制度は平成12年から開始しています。</p> <p>③②につきまして、この負担を成果指標に反映される方策について</p> <p>扱い手不足により、欠員地区が増加していること、社会状況の変化により、活動が複雑化していることから、一人当たりの負担は増加しています。今後、委員活動を周知し、欠員を補充することや活動用スマートフォンなどのデジタル機器を活用し、訪問活動を円滑に進めていくことで相談・支援件数(成果指標)の増加を見込みます。</p> <p>④活動費支給人数4,563人について</p> <p>4,563人は年間の延べ人数です。</p> <p>⑤導入予定のスマートフォンについて</p> <p>令和7年12月の一斉改選後の令和8年2月(予定)から区内の全民生委員児童委員に対して、活動用のスマートフォンを貸与します。スマートフォンを地域の相談者からの連絡先として使用するほか、行政からの依頼内容や連絡事項、資料の共有、各委員間の連絡調整や研修動画視聴などにも活用します。また、災害時の安否確認などの活用が見込め、若い人や障害者への支援の方法の広がりが期待できます(聴覚障害者などのSNSの活用)。</p>

質問No.	事務事業名等 (プルダウンメニューより選択)	質問内容
2	社会福祉協議会に対する助成等	委員記入欄 社会福祉協議会の「人件費の補助対象としている職員」(30人)について、ご説明ください。この30名について、227,103,000円が支給されている(一人に月757万円)が補助されていると理解しましたがいかがでしょうか。これは、全常勤社協職員に対してどの程度の割合となっているのでしょうか。
		所管課回答欄 社協へは、社協固有職員28人(常勤職員26人、非常勤職員2人)及び区派遣等職員2人の計30人を補助対象として、本俸、諸手当、法定福利費等の人件費を補助しております(ただし、区派遣職員1名の本俸、諸手当は区から支給しているため補助対象外)、一人当たりの平均補助額は757万円です。社協の常勤職員のうち約47%が補助対象となっています。
3	行旅病人等援護	委員記入欄 この事業内容が意味するところは、例えば独居者で親族が見つからないもの・見つかっても引き受けを拒否された方が47名であったという理解でよろしいでしょうか。空き家の処理・手続き等、「法整備」が望まれる事柄について、現状では具体的にはどのように対処しているのでしょうか。(例えば、区としての内規の整備等があるのでしょうか)
		所管課回答欄 引取り手のない遺体については、警察が遺族の捜索を行いますが、見つからない場合、区が葬祭執行者となって火葬費用を支出いたします。これが47名です。その後戸籍調査を行い、遠隔地の遺族と連絡を取り、埋葬等の依頼を行います。遺骨の引取り手のない方は区が区内墓地に埋葬いたします。 (事務局追記) 空き家の処理・手続き等については、施策7を構成する事業「空家等対策の推進」を実施しており、区では「杉並区空家等対策計画」を策定しています。参考にその事業の評価シートと、関連情報として「杉並区空家等対策計画」の区ホームページのURL( <a href="https://www.city.suginami.tokyo.jp/s093/6229.html">https://www.city.suginami.tokyo.jp/s093/6229.html</a> )を共有いたします。なお、こちらの事業は施策7に紐づき、今回の施策15のヒアリングで詳しくご説明することができないため、ヒアリング内で質問があった場合には後日回答となります。ご了承ください。
4	成年後見制度の利用促進及び福祉サービス利用者保護	委員記入欄 ①成年後見相談の相談内容の内訳の数値がわかれればお示しください。件数は上昇している一方、制度利用者数が減少傾向にある理由について、どのように分析しているのでしょうか。 ②利用促進が事業名称であるのであれば、活動指標を利用促進に関する講演等の「普及啓発」を含めるのが理にかなっていると考えますが、いかがでしょうか。 ③センターの役割として後見人支援、地域連携ネットワークの形成があるとパンフレットに記載があります。この点でのセンターの活動について、お示しください。(同センターは、中核機関として位置づけられているという理解でよろしいでしょうか。他の機関との役割の分担についてあるようでしたらお示しください。)さらに、後見人支援・地域連携NW構築に関して、区として行える支援についてお考えをお示しください。 ④③の理解で間違いがないようでしたら、活動指標、成果指標にこの点のことも加えることが必要だと考えますがいかがでしょうか。
		所管課回答欄 ①相談内容別については、別紙「成年後見センター事業報告書(抜粋)」をご確認ください。 制度利用者の減少理由は、東京家裁の数値ですので詳細は不明ですが、新規より死亡者数が多かったことが原因と思われます。同じく東京家裁の申立件数は、令和6年度179件、令和5年度166件、令和4年度189件、と大きな変化はありません。 ②普及啓発としては、講演会の開催をはじめ、区民後見人養成・活動支援、パンフレット作成、関係団体の説明会・研修会への参加などを毎年実施しており、実施回数などを指標とした場合、数値の変化が少なく評価するのが難しいと思われます。一方、相談業務は、成年後見センターの主要な業務の一つであり、制度が普及している現れだともいえます。普及啓発や関係機関との連携を図ることにより、相談件数の増加に繋がっています。 ③中核機関として、利用促進協議会の開催、関係団体の説明会・研修会への参加、申立て・報酬助成、親族後見人への支援などを実施しています。区としましては、社員として負担金の支出、事業の運営支援、すぎなみ地域大学での区民後見人の育成支援等を行っています。 ④中核機関として位置づけられていますので、②でもお答えしたように、実施回数等は毎年変化がないため、指標にしにくいという現状があります。適切な指標があれば、検討していきたいと思います。

質問No.	事務事業名等 (フルダウンメニューより選択)	質問内容	
5	福祉サービス第三者評価	委員記入欄	第三者評価を負担に感じる福祉施設に対する区としての指導や関与などの取り組みがどのようにになっているのか、お示しください。
		所管課回答欄	第三者評価の受審は時間と手間がかかります。その部分には、区として関与はできませんが、受審した事業所には補助金を支給しています。また、都では、毎年受審義務のある施設に対して5年連続受審をした場合、隔年受審を認めているので、事業所にはその旨を伝え、負担を軽減しています。
6	生活困窮者等自立促進支援事業	委員記入欄	①活動指標の支援プラン作成について、実績が400件を超える中で、令和5・6・7年とも、計画値を200としているのに理由があるようでしたら、ご説明ください。 ②ひきこもりの方の居場所が増えた旨記述がありますが、具体的に、区内のひきこもりの方の人数と「居場所」の内容について、ご説明ください。あわせて居場所に対する区としての支援があれば、ご教示ください。
		所管課回答欄	①コロナ発生前の平成29年度と平成30年度の実績をもとに、令和元年度の目標(140件)を設定しました。令和2年度以降はコロナ禍により相談件数が増加し、それに伴い支援プランの作成件数も増加しました。しかし、相談件数の変動が激しく、令和5年度以降のコロナ禍収束後も不確定要素が多い状況でした。そこで、これまでの動向を踏まえ、相談件数がコロナ禍前の状態に近づくと予測し、計画値を200件と設定したところです。  ②令和4年度の国の推計によると、区内のひきこもり当事者人口は推定約8,000人です。「居場所」の内容ですが、基本は懇談ですが、話さずに聞くだけでも受け入れられる場です。現在、区が主体で行うものと家族会・当事者会が主体となって行うものがあります。区が主体となって行うものでは事務事業評価シート記載の時点では、家族会・当事者会の居場所以外に、「くらしのサポートステーション」(本区の自立相談支援機関)での相談支援の一環で当事者の集まる「くらポート」があり、8月からは本区が新規開始した「ひきこもり支援推進事業」で月に2回の居場所を行っています(内容は事業受託者の相談支援員がファシリテーターとなり懇談をするのが基本)。家族会・当事者会の行う居場所に対する区の支援としては、毎月一回は行政との意見交換会をもうけニーズの聴き取りを行うほか、家族会・当事者会の居場所の広報に協力しています。ほか、家族会の行う講演会については区から後援を行っています。
7	地域支え合いの仕組みづくりの推進	委員記入欄	①杉並区における地域福祉コーディネーターの具体的な業務についてご教示ください。「支え合いの仕組み」とは、具体的にどのようなものなのでしょうか。また、取り組み成果に記載されている「居場所」の内容についてご説明ください。
		所管課回答欄	○杉並区における地域福祉コーディネーターの具体的な業務 地域に出向き、地域団体の会議やイベントに参加しながら、地域住民との関係づくりを行い、そのうえで、分野を問わない相談を受け付けています。相談への対応は、適切な相談機関へつなぐほか、地域活動や住民とともに考え、解決に向けて取り組むことも行っています。また、地域のつながりができるよう、イベントなどでは異なる分野の活動や団体をつなげることも行っています。 ○支え合いの仕組みとは 地域の住民や団体、資源はそれぞれ異なっています。そういう側面から決まった仕組みを構築し、それを地域に敷いていくということではありません。当事業では、地域のつながりを作る、より進めていくことを住民や地域団体の声を聴きながら行い、その方々が主体的に取組み、仕組みをつくる活動ができるよう、各地域で展開しています。 ○「居場所」の内容 今まで住民や町会役員の声から、だれでも気軽に立ち寄れる居場所が出来ています。形態はおしゃべりができるサロンや、子ども食堂、また地域課題をともに考える集いの場など様々です。また、立ち上げだけでなく、運営の方法、工夫など開設した後も地域福祉コーディネーターが地域の方々に伴走しながら活動を進めています。
8	包括的相談支援の推進	委員記入欄	「コンナン通信」を資料として拝見できるとありがたく存じます。
		所管課回答欄	別途提供します。

質問No.	事務事業名等 (プルダウンメニューより選択)	質問内容
9	被生活保護世帯に対する法外援護	委員記入欄 入浴券の枚数(年60枚、週1回程度60枚)とされた経緯・根拠を教えてください。昨今の日本における衛生事情から考えると、回数として少ないのでないかと思うところからお伺いいたします。また、配布権の使用割合について可能でしたらお示しください。
		所管課回答欄 生活保護において住宅扶助にて自家風呂のある住居を選択することは可能で、転宅の支援もしておりますが、自家風呂のない住居に住み続ける受給者に対し、入浴券を支給しております。入浴券は、昭和62年当時から行っております。また生活保護法には含まれない法外援護であり、支給の根拠法はありません。配布した件の内、実際に使用した枚数は把握できておりません。
10	生活保護費	委員記入欄 No289と合わせて確認いたします。保護廃止は、790世帯、うち、就労などでの収入増による廃止が178世帯、自立支援プログラムによる保護廃止が66世帯と見受けられます。この178世帯(収入増=No.289の評価指標)と66世帯(プログラムによる保護廃止・収入増=No290の成果指標)において重複はあるのでしょうか。 No289の成果指標として、収入増による保護廃止があげられている理由についてお示しください。また、どのような取り組みの成果として指標があげられているのか、お示しください。場合によっては、No290との整理が必要であるのではないかと考えております。
		所管課回答欄 就労による収入増による生活保護廃止者には、自立支援プログラムによる収入増および本人の自助での就労による収入増にて廃止に至る世帯があるため、重複はあります。 生活保護法第55条の7には被保護者就労支援事業が規定されており、成果として収入増による保護廃止世帯を計上しています。NO289の取組は居所の確保、病気の治療・療養、生活習慣の改善などによる生活の自立の向上。NO.290の取組は就労支援員による就労支援などがあります。